

第10回小動物委員会の会議概要

(小動物臨床部会常設委員会)

I 日時 平成21年10月5日(月) 13:30~16:30

II 場所 日本獣医師会会議室

III 出席者

【委員長】 細井戸 大成 日本獣医師会理事(小動物臨床部会長)

【副委員長】 西間 久高 北九州市獣医師会会長

【委員】 大草 潔 仙台市獣医師会副会長
鎌倉 啓次 広島県獣医師会(鎌倉総合動物病院院長)
川田 睦 大阪市獣医師会(株式会社ネオ・ベッツ取締役・VRセンター長)
木俣 新 日本動物病院福祉協会理事
佐野 明彦 高知県獣医師会理事(佐野獣医科病院副院長)
中市 統三 山口大学農学部教授
樋口 雅仁 大分県獣医師会副会長
山本 雅昭 北海道獣医師会理事
吉永 祐二 愛知県獣医師会専務理事

(欠席委員) 藤井 康一 横浜市獣医師会(藤井動物病院院長)

【オブザーバー】 栗栖 輝光 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐

【本会】 中川 秀樹(副会長)、大森 伸男(専務理事)ほか

IV 議事

- 1 職域別部会の運営等
- 2 副委員長の選任
- 3 前期委員会報告の取りまとめと対応の経過等
- 4 委員会の検討テーマ等
- 5 平成21年度愛がん動物用飼料安全確保調査等委託事業の概要
- 6 小動物診療施設に関する診療費に関する調査結果

V 会議概要

(1) 中川副会長から、開会に当たり大要次の挨拶があった。

- ア 家庭での動物飼育の増加に伴い、獣医師に係る各職域分野における小動物診療分野の重みが増している。現在、新卒の獣医師の約半数がこの分野に進む状況の中で、獣医師がいかに国民の期待にこたえるか、人と動物の共生社会の発展のため、我々に何ができるか、ということを実際に考えなければならない。
- イ 診療の質の向上のため、獣医師個人のスキルアップのための臨床研修の在り方、動物看護職の在り方等、検討すべき課題は多い。現在農林水産省では獣医事審議会計画部会の検討が進められているが、獣医療計画制度のもと、将来に向けてよりよい獣医療の提供がなされるよう本会としても必要な提言等取りまとめていきたい。
- ウ この委員会は小動物臨床部会の常設委員会として3期目を迎え、3期連続で細井戸理事にご担当いただいている。今期の検討が大きく実を結ぶことを期待する。

(2) 委員及び出席者の紹介が行われた。

(3) 大森専務理事から、大要以下の挨拶があった。

- ア 小動物診療をめぐる課題は多岐にわたっている。一方で獣医師数を見ても、総数としては充足しているものの職域偏在が進み、小動物診療分野では過剰による診療の質の低下も危惧されている。
- イ 今後の検討課題としては、獣医師倫理の問題、獣医師自らの技術の研鑽体制の問題、各診療施設・獣医師相互間の連携の問題、獣医師と動物看護職との連携の在り方の問題等が考えられる。制度的な課題も多いが、日本獣医師会は公益団体としてこれらの議論を進めていくことにより、体制整備のための理論構築をして政策提言につなげていく役割を担っている。2年間の任期の中、皆様にはご協力をお願いしたい。

(4) 農林水産省消費・安全局栗栖課長補佐から大要以下の挨拶があった。

本年4月から新しく小動物獣医療担当となったが、飼育者等からの苦情の電話の多さひとつをとっても、中央省庁の中にあって現場の声にとっても近い場所だと感じている。今後国民生活の向上のために何ができるか、施策をどのような形で実現するかを考えていきたい。今後とも日本獣医師会関係各位の協力をぜひともお願いしたい。

(5) 細井戸部会長から、大要以下の挨拶があった。

- ア 動物を通じての社会貢献の在り方については、前期に小動物臨床部会個別委員会として動物介在活動推進検討委員会を設置して検討した。その結果については委員会報告「動物介在諸活動（動物介在活動・動物介在療法・動物介

在教育)と獣医師及び獣医師会の役割」として取りまとめた。

- イ 今後、日本獣医師会をはじめ、全国の地方獣医師会が公益認定を目指して取り組みを進めるべきであるが、そのためには会員獣医師が会を通じて公益に寄与するという共通理解が不可欠であり、委員各位におかれても、委員会における検討の様子や日本獣医師会が進もうとしている方向性について正しく理解し、各地方獣医師会、あるいは構成獣医師に伝達するよう心がけていただきたい。
- ウ 産業動物診療分野では食料の安定供給と食の安心・安全、公衆衛生分野では人の健康や食品安全の確保、学術・研究分野では各科学分野の発展に寄与等、活動の公益性を明確に説明しやすい。その一方、小動物診療分野では、とかく一部の動物飼育者の利益しか見えにくいのが実情である。
- エ 小動物診療についても、学校飼育動物活動の広がりやペットフード安全法の制定に見られるように、一定の社会的な認知・評価を受けつつある。小動物診療獣医師の卒後臨床研修の予算化や動物看護職の資格制度化等の検討がようやく始まってきた中、小動物診療の公益性というものを明確に打ち出すべく検討を進めたい。
- オ 獣医師会組織の在り方に目を転じたとき、地方獣医師会の組織率の向上、特に小動物診療獣医師の割合が高い都市部における組織率の向上が喫緊の課題である。今後、小動物診療獣医師に対し、何らかの形で獣医師会に入ることを促す方策を考えるべきである。ただしあくまでも既存の権利の保護ではなく、良質な診療の提供について何らかの形で獣医師会として責任を持つことによる社会の利益確保が目的でなければならない。このことが、ひいては公益性の確保にもつながる。
- カ 今後、様々な困難な課題について検討を進めることとなるだろうが、委員各位のご協力をお願いしたい。

1 職域別部会の運営等

事務局から、資料に基づき説明された。

- (1) 本会が事務事業を運営するにあたり、6つの部会が職域別運営機関として理事会の下に位置付けられている。そのひとつが小動物臨床部会である。
- (2) 小動物臨床部会には、常設委員会として本委員会が、個別委員会として動物看護職制度在り方検討委員会及び学校動物飼育支援対策検討委員会が設置されている。
- (3) 常設委員会である本委員会の委員長は、部会長をあてることとされており、本委員会については、細井戸小動物臨床部会長に委員長をお願いする。

2 副委員長の選任

副委員長の選任について諮られ、全会一致により西間久高委員が選任された。

3 前期委員会報告の取りまとめと対応の経過等

- (1) 事務局から、資料に基づき前期委員会報告と対応の経過が説明された。
- ア 前期委員会では、委員会報告「小動物臨床の質の向上に向けた提供体制のあり方―①卒後臨床研修制度の円滑な推進、②一次診療と二次診療（高度専門医療・紹介診療）及び夜間休日診療の提供体制の整備」を取りまとめ、この内容を受けて平成21年8月31日付け21日獣発第131号「獣医師及び動物医療に関する施策の整備・充実について」により農林水産省消費・安全局長及び経営局長あて要請活動を行った。
 - イ 上記要請では、小動物診療分野については①地域小動物医療体制の計画的整備、及び②動物診療におけるチーム医療提供体制の整備を大きな柱とし、①においては獣医師の卒後臨床研修体制の整備、一次診療と二次診療との連携確保と夜間・救急・休日診療提供のための地域ネットワーク体制の整備について、②においては動物看護職等の動物医療従事者の技術・知識の高位平準化と職業分野確立のための人材育成と資格認定、動物診療のチーム医療提供体制の整備のためのパラメディカル動物医療・看護専門職の国家資格としての制度化について財政支援や法整備まで視野に入れた支援を求めた。
- (2) これまでの検討経過を踏まえて、委員により以下の意見交換が行われた。
- ア 日本獣医師会は獣医師が組織する職能団体である。本会がパラメディカル専門職や高度医療を含む地域ネットワークの整備等の要請を行うことについては小規模の診療施設では理解がほとんど得られていないのが現状ではないか。民間の大臣指定研修施設が1箇所にとどまり、全く進展しないことを見てもこのことは明らかである。
 - イ 国の施策等に関連した様々な提言が述べられているが、日本獣医師会として今後どのような小動物診療施設を会員に推奨するのかという方向性を示すべきである。
 - ウ いくら正しいことを述べても、その実効には相当の金銭の支出が伴い、現実には利害関係の調整等のあらゆる面での大きな負担がかかるということをもっと地方獣医師会に説明し、まずは理解を得る努力をすべきである。
 - エ 本会として説明責任を果たす努力は続けるべきであるし、職域を代表する全国団体たる公益法人として、今後の社会的ニーズに合った診療の提供体制の構築について自ら議論することの意義は大きい。
 - オ 診療の質の確保については、人材育成の推進と並んで、開業に当たって何らかのハードルを設けることも検討されることとなろう。しかし、動物診療補助専門職の資格制度化等も含め、多くの診療獣医師はこうした方向性には反対の立場ではないか。一定の社会的地位や収入を得ている彼らに対し、施策の実効性を持たせるには本会が主体的な強制力を持つ必要があるのではないか。
 - カ 従来、小動物診療について体系的、継続的な議論が行われてこなかった中で、これまで2期の検討は大変充実したものであった。本会が一定のリーダーシップを持って広く国民全体の利益の増進に寄与するために検討を進めていくことは重要である。
 - キ 地方会の理解を得ることが何より重要である。各委員が各地でしっかりと検討の状況を説明し、共通認識を醸成する努力を続けるべきである。
 - ク 今後、委員会としての到達点（目指すべき小動物診療のあり方）を細分化して、各

地域の実情に合わせて選択できるように示すことも必要である。

- (3) 細井戸委員長が、以下のとおり意見をまとめた。
- ア 今後、関連施策を進めていく上で、何らかの形で本会が強いリーダーシップをとる必要が出てくるであろう。そのためにも本委員会です十分な検討を行い、関係者に対する説明責任を果たすことが大切である。
 - イ 現在進めている議論の目的は、国民に良質な小動物診療を提供し、社会の安定に貢献することに尽きる。診療の質の向上は獣医療に対する国民の信頼の向上につながり、ひいては会員獣医師の利益にもなるはずである。進むべき方向は、決して多くの開業獣医師を無視し切り捨てるものではない。仮に方向性に反対する人がいたとしても、結果的に自らの考えが社会に受け入れられず恥と感じられるような、一般社会から見て至極常識的な範囲であるべきと考えている。

4 今期委員会の検討内容

- (1) 細井戸委員長から、今期委員会の検討課題について資料に基づき説明された。
- ア 今期の検討テーマは、「小動物医療提供体制の整備に向けて—①動物医療におけるチーム医療の在り方（診療施設・獣医師間の連携及び動物看護職との関係など）、②小動物臨床における卒後臨床研修プログラムの在り方など—」とされている。
 - イ 今後の具体的な検討項目としては、上記の2つの小項目に加え、農水省の獣医事審議会計画部会における検討に対する対応としての、新たな獣医療基本計画の制定に当たっての対応を掲げ、検討したい。
- (2) 農水省担当官から、獣医事審議会計画部会における検討経過等について説明された。
- ア 平成4年に公表された第1次基本方針に続き、平成12年に公表された第2次基本方針が終期を迎えることから、現在新たな基本方針を定めるための検討が獣医事審議会計画部会（部会長：山根義久日本獣医師会会長）において進められている。
 - イ 今回の検討に当たり、各職域別に課題を整理するため、4つのワーキンググループを立ち上げた。そのひとつが小動物分野ワーキンググループ（座長：中川秀樹日本獣医師会副会長）である。過去の計画部会において、小動物分野に特化した形での検討が行われた経緯はなく、今回が初めての試みである。
 - ウ 小動物分野ワーキンググループでは現在取りまとめを進めており、現時点では早急に取り組むべき事項として①小動物獣医療の質の確保、②動物看護職との連携、③小動物獣医師の公益性に関する理解醸成、④専門医の育成の推進を挙げている。また、中長期的視点で計画的に取り組むべき事項として⑤高度獣医療に対応した適切な臨床研修期間の検討等、⑥動物看護職等に必要な知識・技術水準の検討を挙げている。
- (3) 委員長及び農水省担当官からの説明を受け、以下の意見交換が行われた。
- ア 委員から、小動物獣医療の質の確保に係る臨床研修について、「労働基準法に定める

「労働」にあたるのか」と質問され、農水省担当官から、「労働」にあたる旨回答された。

- イ 民間施設では、研修生に賃金を払うことは負担であり、このことが施設の増加によってネックになっており、これは大学においても同様である。
- ウ 研修を義務化しようとするなら、国が財政措置を講ずるべき。また、義務付けるのであればそれは「労働」ではなく「教育活動」である。大学で深夜まで研究に打ち込む学生に関して、深夜労働等に関する規制を当てはめるのは不適當である。あくまで自発的かつ期間限定の勉強のための活動であって労働ではないと解釈すべきである。
- エ 動物看護職との連携について、委員から「今期の検討では看護職の職務内容（職務の範囲）にも踏み込むのか」と質問され、委員長から、「詳細については別途個別委員会における検討との連携が必要かもしれないが、方向性としては、そこまで踏み込んだ議論をしたいと考えている。」と回答された。
- オ ホームページの適切性確保に関し、東京都獣医師会が取組みを行っているので、情報を収集するべきである。

(4) 委員会の協議課題案について、意見等をもとに修正を行い、(別紙) のとおり決定された。

5 平成 21 年度愛がん動物用飼料安全確保調査等委託事業の概要

事務局から、ペットフードの安全性の確保について、今年度新たな事業として獣医師の側からの情報収集等について検討する標記事業を受託実施することが説明され、今後の事業の運営に当たり、本委員会が支援・協力することについて了承された。

6 小動物診療施設に関する診療費に関する調査結果

吉永委員から、愛知県獣医師会が取りまとめた診療費等の未収金についてのアンケート結果が資料に基づき説明され、今後の検討の参考とすることとされた。

VI まとめ

- 1 委員会の協議課題案については(別紙)の内容とし、今後項目別に委員の中から担当者を決定し、担当者を中心に取りまとめを進めることとされた。
- 2 中川副会長から、会議への協力に対する謝意とともに、「小動物獣医療の公益性」を柱に今後とも議論を進めていただきたい旨挨拶され、会議を終了した。

(別紙)

小動物委員会の協議課題

1 新たな獣医療基本計画の制定に当たっての対応

(1) 早急に取り組むべき事項

- ア 小動物獣医師の公益性に関する理解醸成
- イ 小動物獣医療の質の確保
- ウ 動物看護職との連携
- エ 専門医の育成の推進

(2) 中長期的視点で計画的に取り組むべき事項

- ア 高度獣医療に対応した適切な臨床研修期間の検討等
- イ 動物看護職等に必要な知識・技術水準の検討

(3) その他留意事項等

- ア ホームページ情報の適切性の確保に向けた情報提供の指針の作成
- イ 人用に承認された医薬品に対する動物用医薬品としての承認促進の取組み

2 動物医療におけるチーム医療の在り方

(1) 診療施設・獣医師間の連携の在り方

(2) 動物看護職との連携と相互関係の検討

3 小動物臨床における卒後臨床研修プログラムの在り方

(1) 小動物臨床における卒後臨床研修の実施モデルの検討

(2) 標準的卒後臨床研修プログラム案の作成

4 その他

(1) 平成21年度愛がん動物用飼料安全確保調査等委託事業（事業メニュー「安全情報の収集等が可能となる体制構築に関する調査・検討」）の実施について

(2) その他